四国学院大学文化学会会則

（名称）
第 1 条 本会は、四国学院大学文化学会と称する。

（目的）
第 2 条 本会は、四国学院大学において、共同して研究活動を促進し、研究を本学教育に豊かに接続させることを目的とする。

（事業）
第 3 条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。なお、これらの事業の内、(1) の運営の詳細に関しては、別に定める。
(1) 四国学院大学論文集（『論集』『大学院紀要』『教職課程研究』等）の発行
(2) 四国学院大学講演会等の開催
(3) 研究セミナーおよび研究発表会等の開催
(4) その他、本学の研究活動の教育営為に接続する事業（図書出版等も含む）

（会員）
第 4 条 本会の会員を分けて、次の 4 種とする。
(1) 正会員：本学教授、准教授、助教
(2) 名誉会員：本学名誉教授、又は役員会の推薦を受けた定年退職教員
(3) 準会員：本学卒業生、又は役員会の推薦を受けた者
(4) 学生会員：本学学生
2 準会員の資格更新および継続の可否については、毎年度、役員会において審査を行い、これを決定する。

（会員資格の停止および除名）
第 5 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議を経て、会員資格の停止または除名とすることができる。
(1) 本会の会則または目的に反する行為があったとき
(2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の趣旨に反する行為があったとき
(3) 法令（刑法その他の刑事罰則）に違反する行為を行い、本会の信用を著しく失墜させたとき
(4) 会費を正当な理由なく長期にわたり滞納したとき
2 前項の処分を行う場合、原則として当該会員にあらかじめ弁明の機会を与えなければならない。ただし、刑事罰を受けるなど不法行為が明白であり、弁明の機会を与えることが

困難または不適当と役員会が判断した場合は、これを省略することができる。
3 会員が刑事事件の被告人となった場合、または逮捕・拘留等の身体拘束を受けた場合は、役員会の議を経て、最終的な処分が確定するまでの間、会員資格を緊急的に停止することができる。
4 会員資格停止の期間中は、第 3 条に定める事業への参加および会員としての権利の行使（論文投稿・発表等を含む）を停止する。

（総会）
第 6 条 本会に正会員をもって構成される総会を置く。
2 総会は会長が招集し、原則年 1 回開催する。

（役員会）
第 7 条 本会には、以下の役員と委員から構成される役員会を置く。
（1）会長 1 名 会長は、総会を代表して会務を統べる。総会が選出する。また、会長は、役員会を招集し、その議長となる。
（2）副会長 2 名 学長の推薦を経て、会長が任命する。
（3）委員若干名 会長が第 3 条の業務を勘案して委嘱する。
（4）出版主事若干名 出版主事は役員会委員中より、会長が第 3 条の業務を勘案し委嘱する。
（5）図書館長
（6）顧問 1 名 顧問は学長とし、本会の運営に対し、意見を述べる。
2 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
3 役員の手当は次のとおりとする。
（1）出版主事 出版毎 20,000 円

（会費）
第 8 条 会費は次のとおりとする。
（1）正会員 年間会費 2,200 円
（2）準会員 年間会費 2,500 円
（3）学生会員 年間会費 2,000 円
＊学生会員会費は教育充実費を充当する。

（事務局）
第 9 条 本会の事務局は、四国学院大学図書館におく。

（制定改廃）

第 10 条 本会の会則変更は役員会の議を経て総会で決定する。

附則 1. この会則は、1983 年 11 月 9 日より施行する。
2. この会則は、2007 年 4 月 26 日より施行する。
3. この会則は、2015 年 4 月 27 日より施行する。
4. この会則は、2019 年 3 月 6 日に改正し同日より施行する。
5. この会則は、2021 年 6 月 9 日に改正し同日より施行する。
6. この会則は、2026 年 11 月 11 日に改正し同日より施行する。